

令和6年

熊野町農業委員会
議事録

第7回

熊野町農業委員会

令和6年第7回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和6年7月22日(月) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	近藤	秀樹
委員	2番	橋川	勝則
委員	3番	住川	由子
委員	4番	庄賀	深雪
委員	5番	福垣内	信行
委員	6番	中村	家隆
委員	7番	井尻	隆雄
委員	8番	菅尾	寛治
会長職務代理者	9番	木原	哲男
会長	10番	空田	忠

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	稲垣	寿計
委員	荒滝	直洋

6. 議事録署名委員(2人)

委員	7番	井尻	隆雄
委員	8番	菅尾	寛治

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	中原	幸成
主査	内田	直人
主任	松田	修典

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和6年第7回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。7番 井尻委員、8番 菅尾委員を指名します。それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第1、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第26号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は新宮地区の農地で、〇〇〇〇を〇〇〇〇に向かって〇〇〇〇から300メートル程進んだ左手にある田1筆で、現在は休耕となっております。譲渡人が高齢となり、今後耕作が困難な状況となった中で経営規模の拡大を希望する譲受人に売買することになりました。権利移転後は譲受人が引き続き田として耕作される予定であり、耕作面積は218㎡となっております。申請内容を審査した結果、周辺の農地に影響を及ぼすこともないと見込まれるため許可相当であると判断をしております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。荒滝委員、お願いします。
荒滝委員	事務局と7月16日に現地を確認してきました。場所は事務局説明のとおり、〇〇〇〇を〇〇〇〇に向かい〇〇〇〇から300メートル程進んだ左手にある田1筆です。譲渡人による保全管理がされており、多少の草はありましたがすぐに耕作が可能と思われました。事務局からも説明がありましたとおり、権利移転後は譲受人が引き続き田として耕作される予定であり、農地の荒廃防止が見込めることから許可相当であると思われます。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)

議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第 1、議案第 26 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第 1、議案第 26 号は「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第 2、議案第 27 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第 27 号の農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は初神地区の農地で、〇〇〇〇を〇〇〇〇に 600 メートル程進んだ右手にある田 1 筆で現況は畑となっております。譲渡人が高齢となり、今後耕作を継続することが困難となったため孫である譲受人に譲与することになりました。権利移転後は譲受人が引き続き農地を耕作される予定であり、耕作面積は 322 m ² となっております。申請内容を審査した結果、周辺の農地に影響を及ぼすこともないと思込まれるため許可相当であると判断をしております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。荒滝委員、お願いします。
荒滝委員	事務局と 7 月 16 日に現地を確認してきました。場所は事務局説明のとおり、〇〇〇〇を〇〇〇〇に 600 メートル程進んだ右手にある田 1 筆です。現地では農地の一部にとうもろこしが作付けされており、畑として利用されている状況でした。他の部分は草が腰丈ほどまで伸びている状況でしたが、草刈りをすればすぐに耕作は可能と思われました。譲受人の住宅の裏に今回の農地があり、権利移転後も農地として適正に管理されていくものと思われ、許可相当であると思われます。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第 2、議案第 27 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 ご異議はありませんか。

議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第２、議案第２７号「農地法第３条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第３、議案第２８号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第２７号の農地法第３条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。まず、〇〇〇〇の農地について、場所は〇〇〇〇を〇〇〇〇方面に向け〇〇〇〇から 100 メートル程進んだ左手にある畑１筆で現況は休耕となっております。次に、〇〇〇〇の農地について、場所は〇〇〇〇を〇〇〇〇に向け〇〇〇〇から 200m程進み〇〇〇〇に向けて右折し 100m程進んだ右手にある田１筆で、現況は畑となっています。２筆とも以前は譲受人の家系の農地でしたが、親族関係であった譲渡人の父が時効取得をされこれまで耕作を行っていましたがお亡くなりになられ、譲渡人が相続をされましたが町外在住で耕作の予定もなく、今後管理も困難であることから譲受人に譲渡されることになりました。今後は、〇〇〇〇については荒廃農地化を防ぐためにまずは保全管理から、〇〇〇〇については、現在植えてある果樹を管理されるということです。譲受人の方はこれまでも自己所有の農地で耕作をされており、いずれも適切に管理されていることから特に問題になるようなことも無いと思われます。また、周辺の農地に影響を及ぼすこともないと思込まれるため許可相当であると判断をしております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。荒滝委員、お願いします。
荒滝委員	事務局と 7 月 16 日に現地を確認してきました。１か所目に新宮地区〇〇〇〇の農地について、場所は〇〇〇〇を〇〇〇〇に向け〇〇〇〇から 100 メートル程進んだ左手にある畑１筆で、現況は休耕となっております。現地は休耕のため農地の一部が原野となっており、木の伐採が必要な状況と見られました。事務局からも説明がありましており荒廃農地化を防ぐために、まずは保全管理から行われることが適切と思われました。次に〇〇〇〇の農地について、場所は〇〇〇〇を〇〇〇〇に向け〇〇〇〇から 200m程進み、〇〇

	〇〇に向けて右折し 100m程進んだ右手にある田 1 筆で、現況は畑となっています。梅や柿、イチジク等の果樹があり、権利移転後も譲受人が引き続き管理をされるとのことでした。申請内容について周辺の農地に影響を及ぼすことがなく農地の荒廃防止が見込めることから、どちらの農地についても許可相当であると判断をしております。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第 3、議案第 2 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第 3、議案第 2 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第 4、議案第 2 9 号「非農地証明申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第 2 9 号、非農地証明申請についてご説明をさせていただきます。この審議の内容は令和 6 年 6 月 2 8 日付で非農地証明申請書が提出されたことによるものでございます。場所は川角地区の〇〇〇〇から〇〇〇〇に向け 100m 程進んだ先を右折し、〇〇〇〇を 50m 程進んだ左手沿線付近にある畑 1 筆であり、現況は耕作放棄地となっています。耕作をされていた所有者がお亡くなりになって以降、ご家族が管理をされていましたが、管理が困難となり原野の状態となっています。この度、相続手続きを行うに伴い今後も耕作する予定がないことから、併せて地目変更登記を行うために非農地申請書が提出されたものです。説明は以上でございます。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。稲垣委員、お願いします。
稲垣委員	7 月 3 日に事務局と現地を確認してきました。場所は〇〇〇〇から〇〇〇〇に向けて進んだところの〇〇〇〇を右折した先にある、現在〇〇〇〇が造成を行われている場所で、第 1 期工事が 20 区画ほどあり、残り造成地の区画にある土地です。造成前は、このあたりは農地でしたが、基本的に耕作が

	行われておらず、毎年の農地調査の時も、農地としてどうにもならない程ではないが、一部、畑ができるかなという程度で、あとは藪となっており、機械を入れないと使えない状況となっていました。今回、申請を受けて、何年も現状のような状況だったということで、現状のままで使われることもないので、本件については、非農地として問題がないと考えています。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第４、議案第２９号「非農地証明申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第４、議案第２９号「非農地証明申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第５、報告第８号、「農地法第５条第１項第６号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。
事務局	熊野町農業委員会事務局規程第７条第２項に基づき、６月の間に専決処分した届出書の受理について同規程第８条に基づき報告します。報告第８号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出については、議案２３ページから３０ページまでのとおり萩原地区で１件、城之堀地区で１件の計２件ございました。以上が専決処分した届出書等の報告です。
議長	ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。会議全般やその他で何かご質問等はないでしょうか。
議場	(全員：質問なし)
議長	無いようですので、事務局から事務連絡をお願いします。
事務局	(事務連絡)
議長	ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。次回の農業委員会は８月２０日（火）に開催予定です。議案については８月９日（金）以降に事務局から送付予定です。以上をもちまして、令和６年第７回熊野町農業委員会を閉会します。
	上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

	議 長 印
	署名委員 印
	署名委員 印